

議案第 4 2 号

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 2 5 年つくばみらい市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 1 9 条から第 2 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（埋葬の禁止）

第 1 9 条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその経営する墓地に埋葬させてはならない。ただし、焼骨（火葬したもの）はこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

提案理由

公衆衛生や生活環境の安全、安心の確保その他公共の福祉の見地から、市内における埋葬（死体を土中に葬ること）を禁止する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成25年つくばみらい市条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
<u>(埋葬の禁止)</u> <u>第19条</u> 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその経営する墓地に埋葬させてはならない。ただし、焼骨(火葬したもの)はこの限りでない。 (墓地等の経営者等の講ずべき措置) <u>第20条</u> (略) (立入調査) <u>第21条</u> (略) (勧告) <u>第22条</u> (略) (公表) <u>第23条</u> (略) (委任) <u>第24条</u> (略)	(新設) (墓地等の経営者等の講ずべき措置) <u>第19条</u> (略) (立入調査) <u>第20条</u> (略) (勧告) <u>第21条</u> (略) (公表) <u>第22条</u> (略) (委任) <u>第23条</u> (略)